

登別市暴力団の排除の推進に関する条例（案）解説編

（目的）

第1条 この条例は、登別市からの暴力団の排除について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策となる事項等を定めることにより、市、市民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で安心な生活の確保に資することを目的とする。

1 趣旨

本条は、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものです。

2 解説

(1) 暴力団は、市民生活の場に深く介入し、暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に多大な脅威を与えます。

この条は、市民、事業者及び行政が一体となって暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活の確保に寄与することなど、この条例の目的について定めています。

(2) 「市」とは、登別市、教育委員会など市の機関の全てをいいます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係事業者 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。
- (4) 市民 市内に住所を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者等をいう。
- (5) 事業者 市内において商業、工業その他の事業活動を行う者。
- (6) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (7) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる市民の生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

1 趣旨

本条は、本条例における用語の定義を規定したものです。

2 解説

- (1) 本条例の用語の意味などを定めています。
- (2) 第1号の「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定されている「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体」をいいます。
- (3) 第2号の「暴力団員」とは、法第2条第6号の規定のとおり、暴力団の構成員をいいます。
- (4) 第3号の「暴力団関係事業者」とは、暴力団と繋がりのある事業を行う個人及び法人をいいます。
- (5) 第6号の「市民等」とは、住民登録の有無に関わらず、市内に居住する者、市内で事業を行う者及び通勤、通学等の理由で一時的、継続的に関わらず市内に滞在する者をいいます。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本とし、市、市民等、関係機関及び関係団体の連携及び協力の下に推進しなければならない。

1 趣旨

本条は、登別市からの暴力団の排除を推進する上での基本理念について規定したものです。

2 解説

- (1) 市及び市民等が暴力団の非社会性を認識し、暴力団排除活動を一丸となって推進していく上で、活動の概念となる基本理念について定めています。
- (2) 「暴力団が市民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在である」とは、暴力団が不当な要求行為などにより市民の安全で平穏な生活を脅かしている存在であることや組織的に行使する暴力等を背景とした威力を利用して資金獲得活動を行っていること等、社会経済の健全な発展に悪影響を及ぼす存在であることをいいます。
- (3) 「暴力団を恐れない」とは、暴力団の本質を理解し、暴力団に対する正しい知識を身につけることをいいます。
- (4) 「暴力団に対して資金を提供しない」とは、暴力団の活動を助長するような金銭・物品・有価証券・労務などの金品その他財産上の利益を提供しないことをいいます。
- (5) 「暴力団を利用しない」とは、暴力団の威圧の利用はもちろんのこと、暴力団が保有する組織としての威力、人員、金銭その他一切のものを利用しないことをいいます。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、北海道（以下「道」という。）、北海道警察（以下「警察」という。）、法第32条の3第1項の規定により公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他関係する機関及び団体と緊密な連携を図らなければならない。

3 市は、道が行う暴力団排除に関する施策について、必要な情報の提供その他必要な支援を行う。

4 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するものとする。

1 趣旨

本条は、市が暴力団の排除を行う上で、市単体で暴力団排除を行うのではなく、道や警察等との連携を図ることにより、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進すること及び暴力団排除に資する情報を警察等に対して提供することを市の責務として規定したものです。

2 解説

- (1) 第2項の「法第32条の3第1項」とは、公安委員会が指定した各都道府県暴力追放運動推進センターをいい、北海道内においては、現在唯一公安委員会から指定を受けて設置されている財団法人北海道暴力追放センターをいいます。
- (2) 第2項の「その他関係する機関及び団体」とは、暴力団排除に関し活動する弁護士、登別市暴力追放運動推進団体連絡協議会等をいいます。
- (3) 第4項の「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、暴力団による犯罪情報や暴力団による不当な金銭の要求等の暴力団の活動実態に関する情報、暴力団事務所等暴力団の組織実態に関する情報など、その他暴力団の排除に資すると認められる情報をいいます。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するように努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。）に関し、暴力団との関係を遮断し、暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するように努めるものとする。

3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を取得したときは、市、警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するように努めるものとする。

1 趣旨

本条は、暴力団の排除を推進していく上での市民等の取り組み方、事業者の事業活動のあり方及び市が実施する施策への協力や情報提供に努めるという市民等の責務・役割について規定したものです。

2 解説

(1) 第1項では、暴力団の排除を実現するためには、警察の取り締まりや行政機関の努力のみだけでは不十分であることから、市民等は、市や関係機関等と連携を図り暴力団排除のための活動を自主的に取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するように努めることを定めています。

(2) 第2項では、事業者が事業を営むに当たり、暴力団排除の取り組みを推進していくことは、事業者の社会的責任であるため、暴力団を利することがないように、事業者の責務を明確に定めています。

(3) 第2項の「事業（事業の準備を含む。）」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体をいい、営利の要素は必要とせず、前段階にあたる「事業の準備」も事業に含まれます。

(4) 第2項の「事業の準備」とは、調査活動を実施した場合、事業のためにすでに従業員との雇用契約を結んだ場合、事業の宣伝に着手している場合等が「事業の準備」に該当すると考えられます。

(5) 第2項の「暴力団を利すること」とは、事業者が行う事業が暴力団にとって有益となり、暴力団の勢力拡大に繋がることをいいます。

(6) 第2項の「協力する」とは、市等が実施する暴力団の排除に関する行事や広報啓発活動に参加することなどをいいます。

(7) 第3項の「暴力団排除に資すると認められる情報」とは、前条第4号と同義である。

(市の契約事務における措置)

第6条 市は、その発注する建設工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者を、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市の事務事業に関する契約の相手方に対し、下請けその他の当該契約に関連する契約の相手方から暴力団員又は暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう義務付けるものとする。

3 市は、市の事務事業に関する契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員又は暴力団関係事業者から不当介入を受けたとき又は下請け契約等の相手方が当該下請契約等に係る業務の遂行に当たって暴力団員又は暴力団関係事業者から不当介入を受けたことを知ったときは、市に報告し、及び警察に通報するよう義務付けるものとする。

4 市は、市の事務事業に関する契約の相手方が、前項の規定に基づき当該契約において定められた義務に違反したときは、当該契約の相手方について、市が実施する入札に参加させない等、必要な措置を講ずるものとする。

1 趣旨

本条は、暴力団の排除を率先して行うべき市が、その実施する事務又は事業において、暴力団を利用することとならないよう、市が暴力団員や暴力団と密接な関係を有する者を市が実施する入札への参加制限など必要な措置について定めたものです。

2 解説

- (1) 第1項は、暴力団への資金の流れを断ち切るため、建設工事をはじめ市が行う全ての事務事業から暴力団を排除する一環として、暴力団員や暴力団関係事業者を入札等に参加させないことを規定したものです。
- (2) 第2項は、市と直接契約を結ぶ契約の相手方のみならず、契約者と関連する下請等の相手方からも暴力団関係事業者を排除することを規定したものです。
- (3) 第3項は、市の事務事業に関する契約の相手方及び下請契約等の相手方が暴力団員から不当介入を受けた場合、市への報告及び警察への通報を義務付けるものです。
- (4) 第4項は、前項の義務付けを契約の相手方が守らなかった場合、入札への参加等をさせないことを規定したものです。

(公共施設の利用の不許可等)

第7条 市長、教育委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「市長等」という。）は、公共施設（市が設置し、又は管理する施設（付属施設を含む。）をいう。）が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。

2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。

1 趣旨

本条は、暴力団員が市の公の施設を利用することにより、暴力団員に利益をもたらすことがないように必要な措置を講ずるものとして規定したものです。

市の公の施設の利用に関する事務も、市の事務及び事業の一つであります。

公の施設が暴力団の活動に利用されることは断じて阻止しなければならないのはもちろん、市の施設において、暴力団の資金獲得及び示威活動を容認することは、暴力団排除活動を推進させていく市の立場を明確にするためにも避けなければなりません。そのため、第6条から特化し本条を規定したものです。

2 解説

- (1) 第1項では、市の公の施設を暴力団の利益をもたらす活動に利用されることのないよう、利用許可しないことを定めています。
- (2) 第2項では、既に暴力団員に公の施設の利用を許可している場合において、暴力団の活動に利用されると認められるときは、利用の許可の取消しを行うことを定めています。
- (3) 第1項の「暴力団の活動に利用される」とは、公の施設で暴力団員が当該施設を利用することをいいます。このため、暴力団員が組織の利益のためではなく個人的に利用（例えば、個人的に図書館を利用するなど）する場合は、本条に該当しないこととなります。

(市民及び事業者に対する支援)

第8条 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に取り組むことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

1 趣旨

本条は、市民等の自主的な暴力団の排除活動の促進を図るため、市民等に情報の提供、その他の必要な支援を行うことや、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携することを規定したものです。

2 解説

- (1) 第1項では、市民等が独自の力で暴力団の排除活動の実施を行おうとしても、必要な情報やノウハウを保有しないため、実効性の高いものとすることは困難なことから、市が保有する暴力団に関する情報の提供やその他必要な支援を定めています。
- (2) 第2項では、暴力団の排除の活動を行う者は、暴力等により危険にさらされるおそれがあるため、市民等が安心して暴力団排除のための活動に取り組めるよう安全確保に配慮する市の義務を定めたもので、法第32条第2項に規定される「国及び地方公共団体の責務」から導かれています。
- (3) 第1項の「情報の提供」とは、暴力団の活動実態や暴力団の犯罪情勢等暴力団の排除のための活動に資する情報の提供をいいます。
- (4) 第1項の「その他必要な支援」とは、市民等が推進する暴力団の排除のための活動に資する支援全般を指し、具体的には、暴力団員に対する対処方針及び対処方法に関する助言や指導、各種暴力団の排除活動の行事に関する協力及び後援などをいいます。
- (5) 第2項の「暴力団の排除のための活動」とは、行政機関等が主催する暴力団排除のための啓発等に参加すること、事業者がその事業活動において暴力団排除を実施すること、市民が地域において暴力団排除のための活動を実施すること等をいいます。

(利益の供与等の禁止)

第9条 市民等は、暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

1 趣旨

本条は、市民等及び事業者が、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品や財産上の利益の供与を禁止することを規定したものです。

2 解説

- (1) 「暴力団の活動」とは、違法・合法を問わず暴力団が行う活動をいいます。例えば、暴力団が運営資金の獲得を目的に行う薬物の密売などの違法な活動や、暴力団員による労務の提供などの合法的な活動が挙げられます。
- (2) 「暴力団員が指定した者」とは、暴力団員が市民に対して利益の供与をする相手先として指定した個人及び団体をいいます。
- (3) 「金品その他の財産上の利益」とは、金銭、物品のほか、有価証券、債務の免除、金銭・物品の貸与、労務の提供など、これを受ける者にとって財産的な利得がある一切のものをいいます。
- (4) 「供与」とは、相手方に金銭、物品等の利益を提供し取得させることをいいます。有償か無償かは問わず、また、物々交換など相当の反対給付を伴うものであっても、これに該当します。

(広報及び啓発)

第10条 市は、市民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めることができるよう、暴力団の排除の気運を醸成する集会を開催する等、広報及び啓発を行うものとする。

1 趣旨

本条は、市民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるために、市が広報及び啓発を行うことについて規定したものです。

2 解説

暴力団の排除を実現するためには、市民等が自主的に暴力団の排除のための活動に取り組むことが必要であり、そのために市が、広報及び啓発を行うことにより市民等がその重要性について理解を深めることが必要です。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

1 趣旨

本条は、この条例に規定されている事項のほかに、施行に必要な事項がある場合、市長が定めることについて規定したものです。

この条例は、公布の日から施行する。

1 解説

この条例の施行の日について定めたものです。